

(紹介手数料の返還)

採用決定者の自己都合により退職した場合、

退職した日から起算して 30 日以内に、退職証明書を郵送し返金の請求を行うこととする。

次の基準で本件報酬を返還するものとする。但し、入社後の 6 ヶ月を超えた期日の退職および解雇については、いかなる理由による場合も、紹介手数料の返還は行わないものとする。

入社後 1 ヶ月以内の退職 本件報酬の 50%

入社後 3 ヶ月以内の退職 本件報酬の 30%

入社後 6 ヶ月以内の退職 本件報酬の 10%